

昭和二十六年五月二十三日提出
質問 第七八号

所得税徴収の実状に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十六年五月二十三日

提出者 深澤義守

衆議院議長 林 讓 治 殿

所得税徴収の実状に関する質問主意書

所得税徴収に際しては、割当課税は絶対に行わないと、政府はしばしば言明したが、実際には各税務署において次の如く申告額の強制的押しつけが行われている。

別紙は、ほんの一例にしか過ぎないが、かかる政府の方針並びに所得税法違反をあえてする税務署員に対する監督措置と、不法に税金を徴収されたものに対する救済措置をききたい。

右質問する。